

貸金庫規定・保護預り規定の改定内容

株式会社 関西みらい銀行

1. 改定内容 (1)

各規定を次の通り再編します。

変更前	変更後
貸金庫規定（一般）	貸金庫規定（簡易型・手動型・半自動型・全自動型）
貸金庫規定（カード方式）	
保護預り（簡易保護箱・セーフティケース・アタッシュ型、セーフティバッグ型）規定	保護預り（セーフティケース・アタッシュ型/セーフティバッグ型）規定

2. 改定内容 (2)

今般の改定による規定の主な変更内容は次の通りです。（下線部が追加・変更部分）

第××条（格納品の範囲） / （保管物の範囲）

(3)貸金庫には、次の各号に掲げるものを格納することができません。

- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- ②危険物や変質・腐敗・き損の恐れがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

第××条（利用目的の確認）

(1)借主は貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で、申出を行うこととします。

(2)貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会いなどの当社の定める適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第××条（鍵の保管）

貸金庫に付随する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当社立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当社所定の方法で保管します。

第××条（解約等）

(2)⑧マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき

【条項を追加する対象規定】

対象規定	改定内容	対象条項
貸金庫規定（簡易型・手動型・半自動型・全自動型）	（格納品の範囲）	第2条
	（利用目的の確認）	第3条
	（鍵の保管）	第6条
	（解約等）	第14条
保護預り（セーフティケース・アタッシュ型/セーフティバッグ型）規定	（保管物の範囲）	第3条
	（利用目的の確認）	第4条
	（鍵の保管）	第7条
	（解約等）	第15条

以上